

広島県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次の保安林を指定する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字粟島下四九九の一、五〇〇、字弥陀平五〇四の一から五〇四の四まで、五〇四の六、五七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字粟島下四九九の一・五〇〇・字弥陀平五〇四の一から五〇四の四まで・五〇四の六・五七〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）